

# 35人以下学級の推進による教職員定数の改善

## 1. 35人以下学級の推進

○ 公立の小・中学校等の学級編制の標準は義務標準法により規定。

学級編制の標準: 40人



小学校1年生は35人に

引下げは30年ぶり



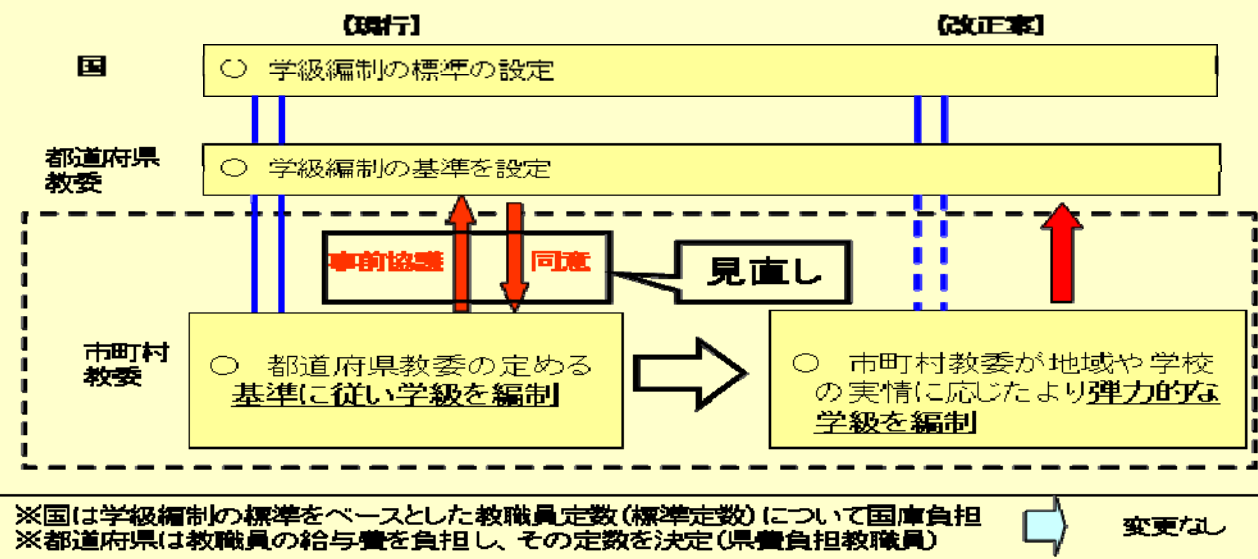
(参考)

○ 公立の小中学校の学級編制の標準の改善経緯

(標準法制定直前の各県の基準の平均)	第1次 34~38年度	第2次 39~43年度	第3次 44~48年度	第4次 49~53年度	第5次 55~3年度	第6次 5~12年度	第7次 13~17年度
60人	50人	45人	—————→		40人	—————→	

## 2. 学級編制の弾力化

○ 市町村が地域や学校の実情に応じ、弾力的に学級を編制できるような仕組みの構築



例えば小学校1年生について、一学年の児童生徒が36人の場合、一学年を18人ずつに分割せず、担任とTTで授業を実施することも可能。

### 【参考】義務教育費国庫負担制度

○ 憲法の要請に基づき、義務教育の根幹(機会均等、水準確保、無償制)を国が責任をもって支える制度。

- ・市町村が小中学校を設置・運営。
- ・都道府県が教職員を任命し、給与を負担(2/3負担)
- ・国は教職員給与費の1/3を負担。

※公立義務教育諸学校の教職員(約70.4万人:小学校42.2万人、中学校24.1万人、特別支援学校4.1万人)の給与費

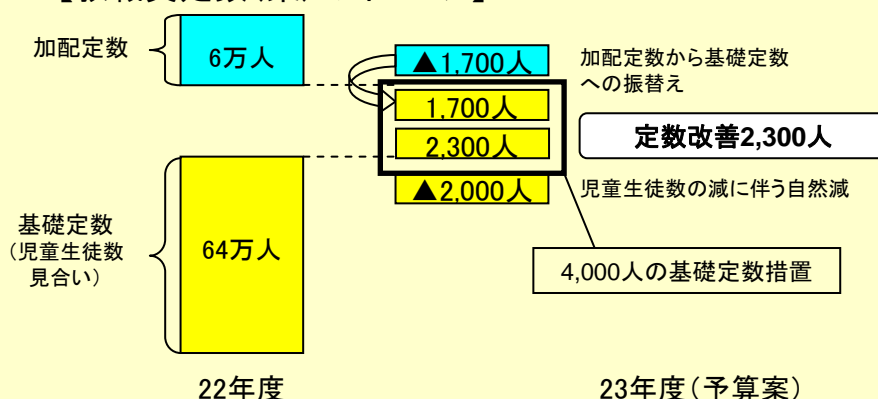
予算(案)による定数改善の内容

小学校1年生の35人以下学級の実現に必要な4,000人の教職員定数を措置するため、純増300人を含む2,300人の定数改善を行う。

※ 既に地方自治体において少人数学級に使われている加配定数1,700人分を活用。

※ 少人数指導や通級指導などを実施するための加配定数は引き続き維持。

【教職員定数(案)のイメージ】



平成23年度義務教育費国庫負担金について(国家戦略担当・財務・文部科学3大臣合意)  
(平成22年12月17日)

義務教育費国庫負担金については、以下の基本的な方針に沿って扱うものとする。

1. 小学校1年生の35人以下学級を実現する(4,000人の教職員定数を措置)。
2. 具体的には、300人の純増を含む2,300人の定数改善を行うとともに、加配定数の一部(1,700人)を活用する。
3. 35人以下学級については、小学校1年生について、義務標準法の改正により措置することとし、次期通常国会に法案を提出すべく、早期に改正案の具体化を進める。
4. 平成24年度以降の教職員定数の改善については、学校教育を取り巻く状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、引き続き、来年以降の予算編成において検討する。

# 加配教職員定数について（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のための少人数指導等の実施、いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える問題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数とは別に特例的に措置しているもの。

## 平成23年度予算(案)における加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	予算定数
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどきめ細かな指導方法改善	(△1,700人) 39,423人
通級指導対応 (法15条2号)	比較的軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級指導対応	4,340人
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応	6,677人
主幹教諭の配置 (法15条3号)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応	1,448人
研修等定数 (法15条5号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	5,484人
養護教諭 (法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	282人
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	279人
事務職員 (法15条4号)	事務処理の効率化など事務の共同実施対応	872人
合 計		(△1,700人) 58,805人

※上段( )書きは対前年度増減。